



インドネシア: 投資リストの最新情報: 外国投資の制限と緩和が混在した改正

執筆者: 吉本 祐介、Andhika Indrapraja、Yuki Nur Palupi Tresnaningtyas

アルコール飲料製造業への外国投資を解禁した投資事業活動に関する 2021 年大統領令第 10 号(以下「大統領令 10 号」といいます。))に対する特定のグループからの批判を受けて、Joko Widodo 大統領は、アルコール飲料事業を再度規制するために、大統領令 10 号の改訂に関する 2021 年大統領令第 49 号(以下「大統領令 49 号」といいます。))を制定しました。但し、アルコール類の取引(小売及び卸売)は、部門別規制に規定された一定の厳格な要件を満たすことを条件として、依然として民間投資のために開放されています。

大統領令 49 号では、アルコール類以外に、飲食料品の E コマース事業も零細・中小企業向けに留保されており、外国投資家は当該事業に投資できなくなりました。他方、防衛、郵便及び通信のように外国投資の制限が緩和された分野もあります。

以下の表では、大統領令 49 号が定めるその他の主な事業に関する外国投資の制限を説明します。

番号	事業活動(KBLI)	大統領令 10 号	大統領令 49 号
E コマース(インターネットを媒体として行う小売取引)			
1	食品飲料、たばこ、化学品、医薬品、化粧品及び試験所機器の E コマース (KBLI 47911)	100%外国投資可能。	中小零細企業のために留保されました。 注:以下の事業は、投資制限リストには掲載されておらず、依然として 100%外国投資が可能であると考えられます。
2	繊維、衣服、履物、身の回り品の E コマース(KBLI 47912)		<ul style="list-style-type: none"> 各種商品の E コマース事業(KBLI 47914) KBLI 47911-47913 に分類されていないその他の商品の E コマース事業(KBLI 47919)
3	家庭・厨房機器の E コマース (KBLI 47913)		
一般工業			
4	しょうゆの製造(KBLI 10771)	100%外国投資可能。	100%外国投資可能ですが、中小零細企業との提携が必要となりました。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

番号	事業活動(KBLI)	大統領令 10 号	大統領令 49 号
5	機械及びタービンの スペアパーツ及びコン ポーネントの製造 (KBLI 28113)		
防衛			
6	武器・弾薬の製造 (KBLI 25200)	防衛大臣の事前の承認が必要。	最大 49%の外国投資が可能です。また、戦略 的利益に基づいて防衛大臣が承認すれば、 より高い割合の投資も可能です。 注:本事業に関しては、大統領令 49 号とオム ニバス法の規定とが整合していません。オム ニバス法では、民間投資は、金額にかかわら ず防衛大臣の事前承認が必要とされていま す。しかし、大統領令 49 号では、最大 49%ま での外国投資が認められており、49%以上の投 資を希望する場合に限り、防衛大臣の事前承 認が必要とされています。
7	軍用車の製造(KBLI 30400)	外国投資は不可。	
8	武器システム用防 衛レーダーの製造 (KBLI 26513)		
9	軍用航空機の製造 (KBLI 30300)		
10	軍用船舶及びボート の製造(KBLI 30111)		
郵便及び通信			
11	郵便事業 (KBLI 53100)	49%までの外国投資が可能。	100%外資投資可能に開放されました。
12	コミュニティラジオ放 送(KBLI 60102)	外国投資家は新規に設立された会社 に投資できません。	
13	コミュニティテレビ ジョン放送及び番組 (KBLI 60202)	会社が追加的に新株を発行する場 合、外国投資家は、20%までの投資が できます。	



よしもと ゆうすけ
吉本 祐介

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
y.yoshimoto@nishimura.com

2002 年弁護士登録。三井物産株式会社法務部および米国三井物産株式会社ニューヨーク本店出向後、2012 年ジャカルタの Ali Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro 法律事務所出向。海外各国におけるコンプライアンス問題や日本企業のアジア進出等を幅広く手掛ける。



アンディカ インドラプラジャ
Andhika Indrapraja

Attorney-at-Law (Admitted in Indonesia), Jakarta Office*¹Walalangi & Partners
Aindrapraja@wplaws.com

Mr. Andhika Indrapraja is a bright young lawyer, with more than 6 years of experience, assisting clients on various M&As Transactions, Real Estate Transactions and General Corporate Matters, particularly focusing on real property, construction and personal data.



ユキヌル パルピ
Yuki Nur Palupi
トレスナニンティアス
Tresnaningtyas

Attorney-at-Law (Admitted in Indonesia), Jakarta Office*¹Walalangi & Partners
ytresnaningtyas@wplaws.com

Ms. Yuki Nur Palupi Tresnaningtyas is a talented young lawyer who obtains her Bachelor of Laws degree from Universitas Gadjah Mada with a cum laude honor. At Walalangi & Partners, she focuses on infrastructure projects and M&A transactions and has outstanding legal knowledge on the matters.

*¹ 提携事務所、Associate office

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 白杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

バンコク

Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@nishimura.com
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 東城聡
木下清太

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

このシンガポール法律事務所は、Bayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com
執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵
パートナー 辰巳郁
浦野祐介

ドバイ

Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
カウンセラー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com
共同代表 石川智也
Dominik Kruse

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@nishimura.com
ベトナム事務所統括 小口光
代表 早松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@nishimura.com
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫慶儀
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。